

基地問題に関する要望書

平成22年4月

横浜市議会

横浜市議会は、第二次世界大戦後に進駐した連合国軍によって広範囲に市内が接収されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要な課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきた。

しかしながら、横浜市内には今もなお他の大都市には例を見ない6カ所の米軍施設及び区域並びに1カ所の水域が存在し、これらは引き続き市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えていた。

については、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進、並びに、横浜市民の基地負担の軽減に関し、次の事項の実現を強く要望する。

平成22年4月20日

外務大臣	岡田克也様
財務大臣	菅直人様
国土交通大臣	前原誠司様
防衛大臣	北澤俊美様

横浜市議会議長
川口正寿

I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

1 市内米軍施設・区域の早期返還

平成 16 年 10 月に、日米合同委員会において市内米軍施設 6 施設を対象に返還の方針が合意された。その後、横浜市議会による政府に対する要望等を踏まえ、平成 17 年 12 月に小柴貯油施設、平成 21 年 5 月に富岡倉庫地区の返還が実現したものの、残る 4 施設については返還時期が明らかにされていない。

一方、深谷通信所においては、長年米軍が常駐しておらず、囲障地区外のアンテナが撤去されている。また、上瀬谷通信施設においては、全居住者が移転し関連施設が閉鎖されている。

このような状況を踏まえ、返還方針が合意されている上瀬谷通信施設、深谷通信所、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の返還を速やかに実現すること。

また、瑞穂ふ頭（横浜ノース・ドック）、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域、小柴水域とともに、横浜市内米軍施設及び区域の早期全面返還を促進すること。

2 米軍施設周辺の生活環境の維持向上

施設の提供中においても、米軍施設周辺における安全で快適な市民生活の実現のための取組を継続することが重要である。最近では、深谷通信所等において、小火が発生している等の状況があることから、安全対策の徹底を図ること。

上瀬谷通信施設においては、都市計画道路環状 4 号線の共同使用を申請している。当該区間は、環状 4 号線唯一の未整備区間であり、周辺道路の混雑が激しいことから、早期整備に向けて、速やかに共同使用の合意を得ること。

また、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯への適切な対応、新型インフルエンザ対策を含む災害対策への協力など、米軍施設周辺の生活環境の維持向上に努めること。

3 民有地の所有者への配慮

民間土地所有者の抱える課題・要望を把握するとともに、提供中及び返還後の市民生活に十分配慮すること。

4 跡地の適正管理と実態把握

返還後の跡地については、跡地における事業実施までの間の防犯・火災予防等に万全を期すこと。また、土壤、工作物等については今後の利用の支障とならないよう実態を明らかにするとともに、迅速かつ適切に対処すること。

5 返還国有財産の優遇処分

戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、そのような経緯を踏まえ、返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与等の措置を講ずること。

6 跡地利用に対する支援

跡地利用に当たり、市民生活に有効活用される国事業の実施や、本市事業に対する財政支援などを講じること。

II 米軍機による騒音問題に対する要望

1 米空母艦載機移駐の着実な履行

平成 18 年 5 月に、日米政府間で合意された再編実施のための日米のロードマップにおいて、『厚木飛行場の空母艦載機を 2014（平成 26）年までに移駐する』ことが位置付けられている。

厚木飛行場の空母艦載機による騒音は、長年に渡り横浜市民にも多大な苦痛を強いており、先の合意に基づき、空母艦載機の移駐を確実かつ早期に実現すること。

2 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設の早期選定

ロードマップにおいては、『恒常的な訓練施設について、2009（平成 21）年 7 月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする』とされている。

過去に厚木飛行場で実施された夜間着陸訓練（最近では平成 19 年度）は、横浜市民をはじめ周辺住民に耐え難い騒音被害をもたらしており、恒常的な訓練施設について、早期に選定するとともに、その見通しについて速やかに情報提供すること。

III 米軍による環境問題等に関する要望

1 米軍に対する環境関係法令の適用

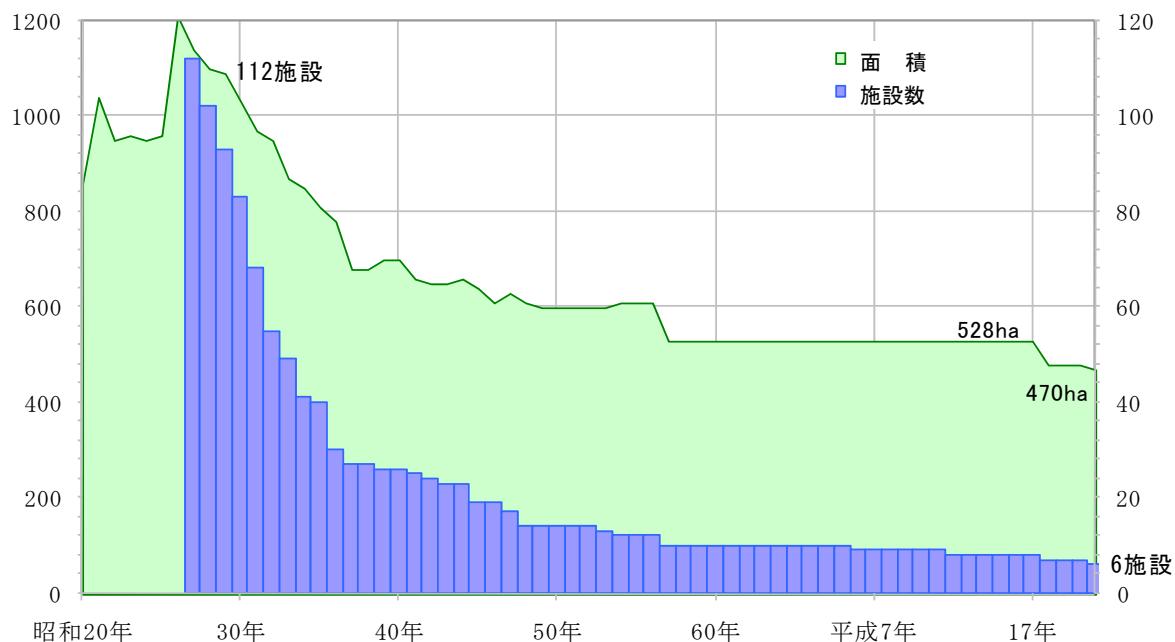
過去、鶴見貯油施設において土壌汚染が検出され、また、現在、返還された小柴貯油施設において進められている土壌調査においても、基準を超える鉛やベンゼンが検出されている。

基地内及び基地周辺の生活環境の保全のため、米軍においても生活環境の保全に関する国内法令による運用がなされるよう、日米地位協定の見直しや、特別協定の締結など改善を図ること。

2 米軍人等に対する教育等の徹底

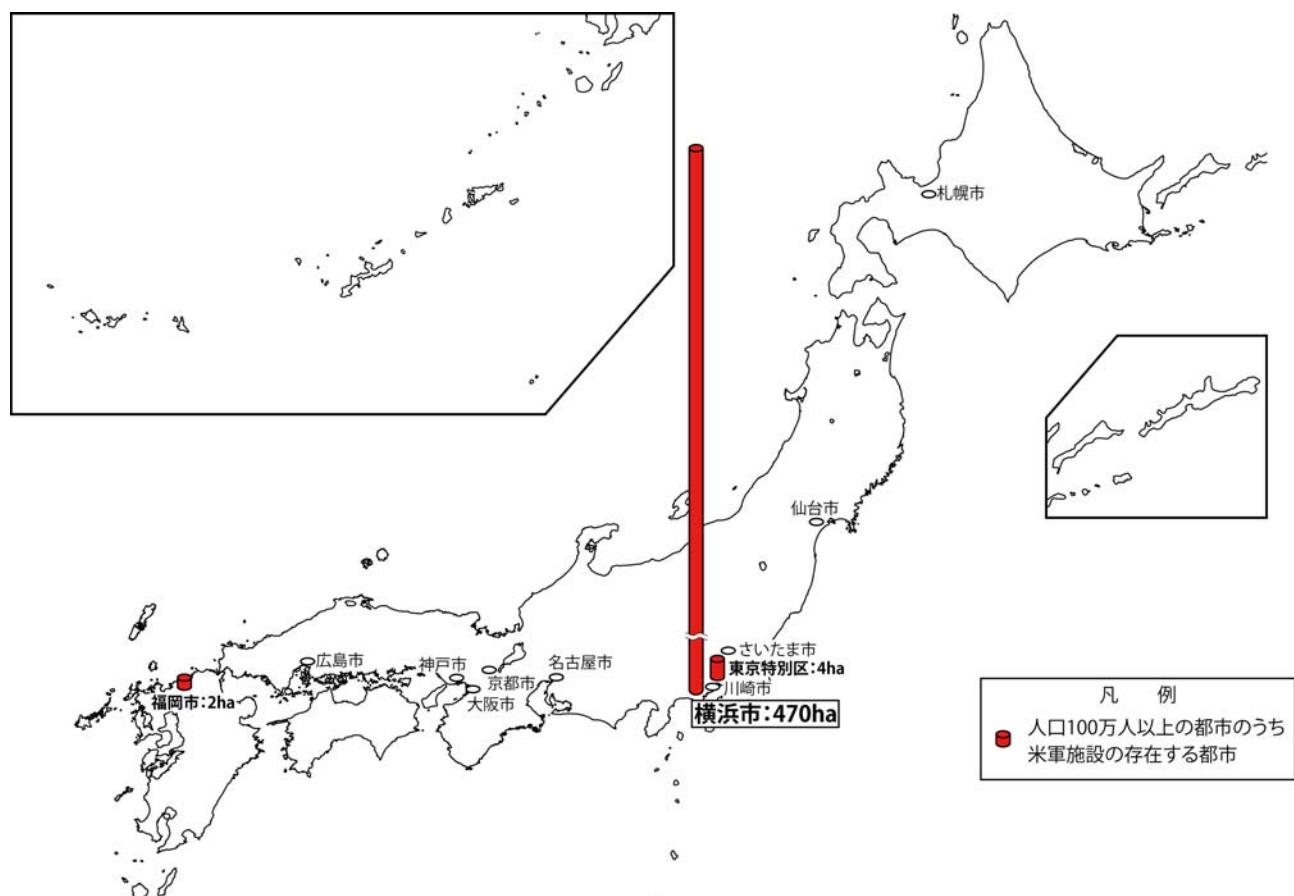
最近は、横浜市内において米軍人等による犯罪は発生していないが、他都市においては依然として事案が見受けられることから、市民に不安を抱かせないよう、教育を徹底させること。

資料 1 横浜市内米軍施設の面積・施設数の推移

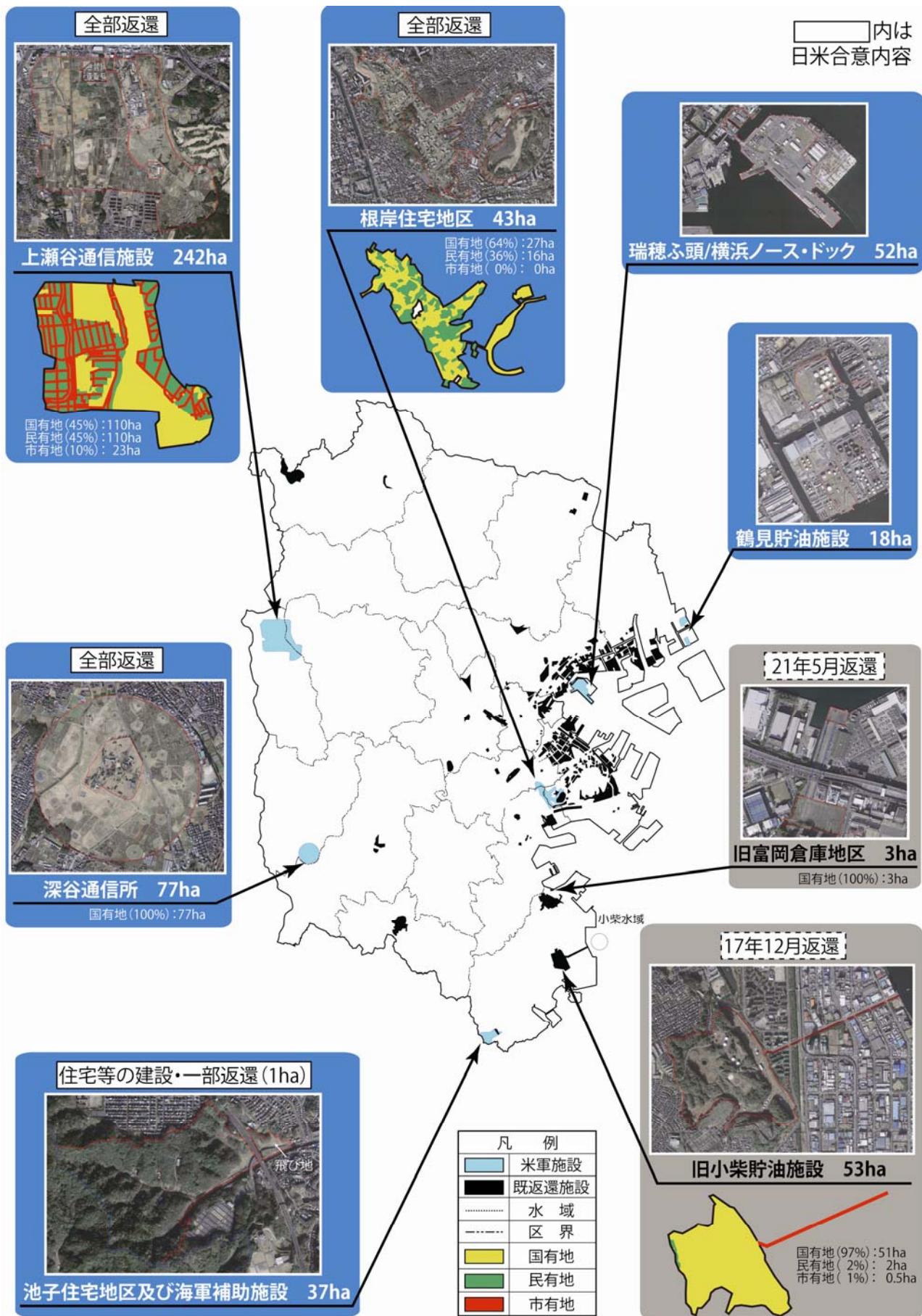


※現在、上記のほかに小柴水域、横浜ノース・ドック専用水域がある。

資料 2 人口100万人以上の都市における米軍施設の立地状況



資料 3 横浜市内米軍施設位置図



資料 4 騒音苦情件数推移

年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度
年間苦情件数	67件	45件	228件	115件	90件

資料 5 再編実施のための日米のロードマップ（抜粋）

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。